

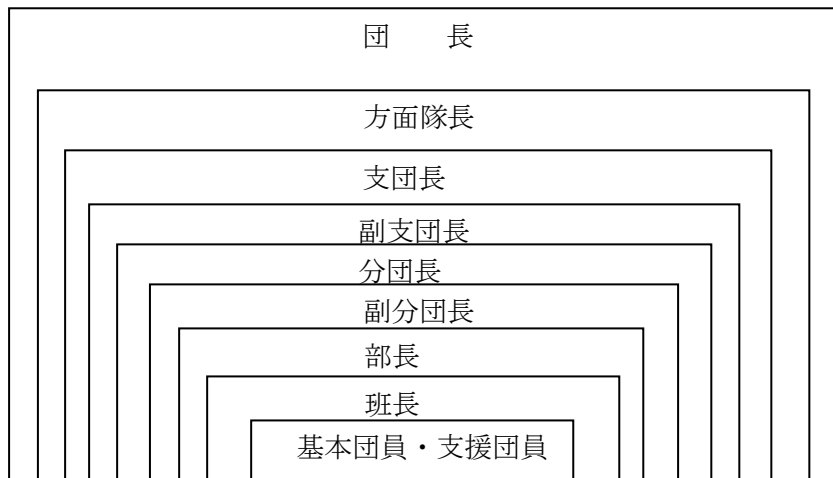
要 約 版

佐賀市消防団
災害防ぎょ活動の指針

佐賀市総務部危機管理防災課

第1 指揮

- 1 現場における、基本的指揮範囲を図示すれば、次のとおりである。



- 2 指揮権は、現场上席者が執ることとなる。例えば、現場到着時の最上級階級者が、複数の部長であったとすれば、管轄部長が指揮を執ることとなる。その後、分団長が現場到着した場合は、分団長へ指揮権が移行する。このように、上席者が到着した場合は、順次指揮権が移行していく。

第2 消防団の出動

1 火災出動計画

- (1) 次に掲げる火災は、さがんメール等で確認した場合は、即時出動する。

- ア 建物火災（一般・中高層）
- イ 林野火災
- ウ 航空機火災

- (2) 次に掲げる火災は、命令がある場合のみ出動する。

- ア 車両火災
- イ 船舶火災
- ウ 危険物火災（一般・タンクローリー）
- エ その他火災

- (3) 支所職員である消防団員は、団長の特命（特別命令）として、支所を管轄する分団長の指揮下で消防事務に従事することができる。

※ 例えば、久保田支団に所属している職員が異動で富士支所に勤務する事となった場合、富士支所を管轄する分団長の指揮下で消火活動等を行うことができるもの。

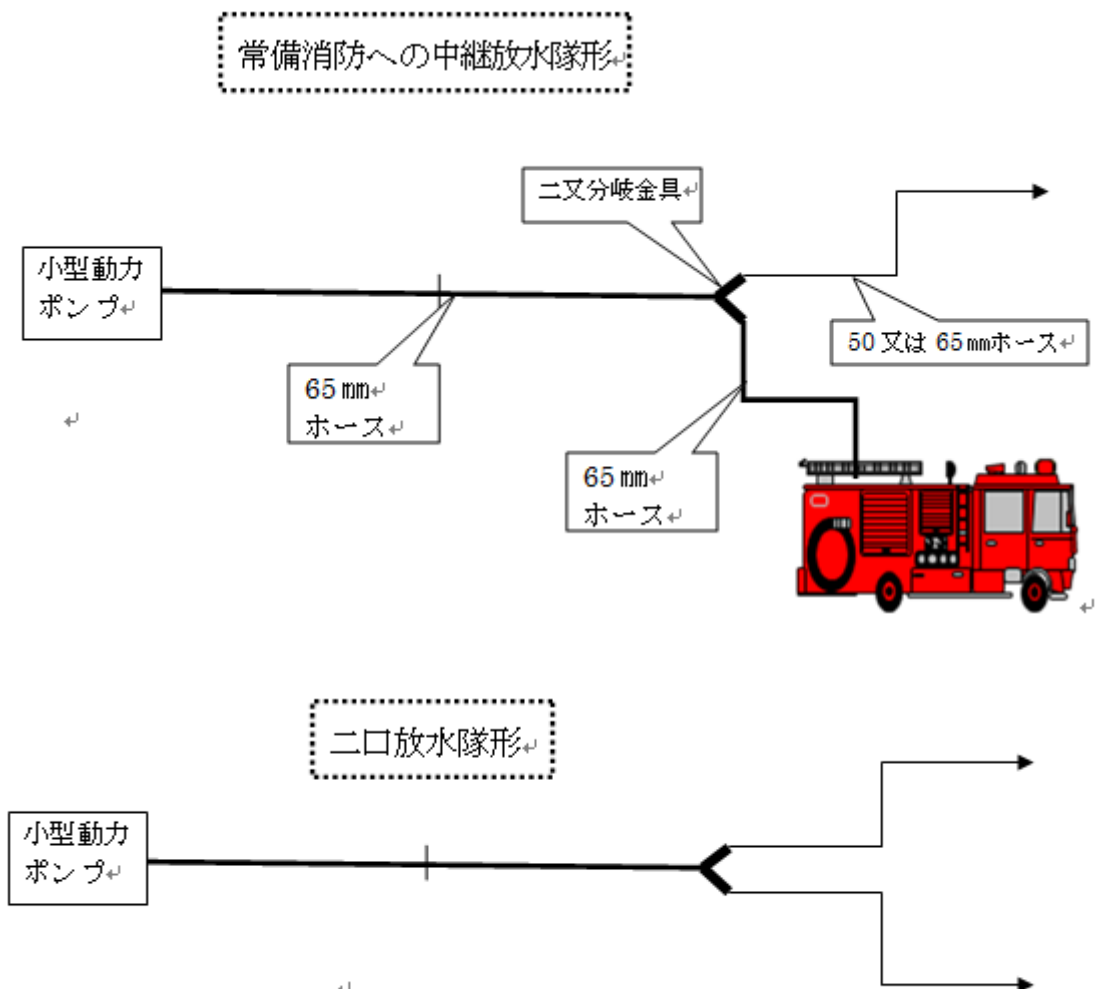
第3 部隊活動の原則

原則、3人以上で出動すること。ただし、消防格納庫直近の火災の場合、又は、2人参集している場合で、現場に所属分団員が直行していることが確認できたときは、2人で出動することができる。

1 基本防ぎよ隊形

自然水利又は人工水利に部署、1線延長し放水活動を行う。

なお、二又分岐金具を配備されている部にあつては、常備消防の水槽付き消防ポンプ自動車（以下「タンク車」と呼ぶ。）への中継や二口放水が可能となるよう火点直近でホースに二又分岐金具を結合し活動すること。これは、常備消防との連携活動の基本となるタンク車への中継送水を行いながら放水活動が行え、また、中継送水の必要が無い場合、後着した消防団員等で二口での消火活動が可能となるものである。



2 火災防ぎょ活動要領

(1) 出動まで

指揮者は、格納庫に参集した団員と火災現場位置を確認し、走行順路等を指示する。

(情報を共有する。)

現場長靴、防火衣、防火帽、ケプラー手袋を確実に装着し、指揮者は団員の乗車を確認し出動指示を行う。また、ステップ乗車は厳禁とする。

(2) 出動途上

全員で交通事故防止に努める。指揮者は、ハンドマイクを活用し「消防車が通ります。進路を譲ってください。」「消防車、交差点進入し右折します。」など一般車両へ注意喚起を行う。また、乗車しているもの全員が声を出して「左前方に自転車」、「右に歩行者あり」などコメントリードライブを心がける。

出動途上で指令以外の火災を確認した場合は、その火災を優先する。その際は、消防局へ119番通報を行うこと。

(3) 現場到着及び活動

ア 停車しドアを開放する前に、周囲（特に後方）を確認してから開くこと。なお、降車は、取っ手等を持ち、後ろ向きで降りる。

イ 後続車やはしご車など特殊車両の進入及び活動に支障がない位置に停車する。

ウ 常備消防のタンク車への中継送水を念頭に置き、中継の必要の有無をタンク車機関員に確認する。

エ 延焼防止を最優先に活動する。

オ 常備消防の所轄の下に行動する。（常備消防の指示に従うこと。）

カ 逃げ遅れ（要救助者）に関する情報を入手した場合は、至急、上席者へ報告する。

キ 指揮者は、逐次、活動状況を消防団指揮本部へ報告すること。

(4) 水利部署

ア 車両は確実にサイドブレーキを引き、車輪止めを行い停車する。

イ 強風時においては、風下・風横の火点直近の水利を避ける。

ウ 吸水落差（落差7m以上の場合は、吸水不能の場合がある。）や水深を確認して部署する。

エ 自然水利に部署する場合、籐籠は水面下30cm以上深く、かつ川底から15cm以上離れるように吸管控え綱で調整する。

オ 夜間又は足場の悪い場所での吸管投入には、転落防止などに注意する。

カ 流れのある河川は、流れに逆らって吸管を投入する。また、軽量吸管なので水面に浮き上がっていないか注意すること。

第4 安全管理

災害現場は、危険に満ちた環境で、かつ、状況の変化も著しい。そのような悪条件下で危険を予測し、臨機応変に対応して安全限界ぎりぎりの線で、消防の目的を達成するための積極的かつ効率的な行動対策が安全管理の意義といえる。

1 消防活動の危険要因

物的危険要因（資器材の不備や欠陥・壁の崩落等によるもの）、環境的危険要因（気象条件・現場の立地条件によるもの）、人的危険要因（人の行動や行為によるもの）がある。

2 安全管理対策

（1）組織的対策

災害活動及び訓練等における責任体制の明確化し、組織を挙げて安全対策を推進する。

（2）装備的対策

装備及び資器材等の適正な活用、装備の改良により、安全及び軽量化等を図る必要がある。また、装備及び資器材等の管理や取り扱いの不適は、安全性が損なわれるだけでなく、二次災害の誘発要因となるため、適切な維持管理を心がけること。

（3）教育的対策

安全教育は、「知らない」「やれない」を無くし、「やれる」能力を身に付け、それが全意識や安全行動となって実行されることにより、その効果が得られる。

3 災害現場の共通安全管理

（1）出動まで

ア 乗車する場合は、団員同士の衝突や転倒などに留意する。

イ ドアは一気に開けない。また、ドア付近を通過する際は、急に開けられたり飛び出しがあるので気をつける。

ウ 指定の位置に正しく乗車し、固定物を握り乗車の合図を確実に行う。荷台に乗車する団員は折りたたみ椅子に座り、肘掛バーを倒し、出動準備完了をキャブ内へ伝える。

ステップ乗車は厳禁とする。

エ 指揮者は、団員の乗車状況を確認した後、機関員に発進合図を行う。

オ 防火衣等を着装するときは、周囲に注意して団員相互に間隔を取る。また、車庫内は常に整理整頓し、出動時の安全確保に努める。

（2）発進から現場到着まで

ア 発進前に車輪止め、充電装置プラグを確実に外したか確認する。

イ シャッターが完全に開放しているか確認する。

ウ 赤信号の交差点に差し掛かったときは、手前から徐行し横断歩道上の歩行者や自転車の有無を確認し、左右の安全を確認できる位置で一時停止してから発進する。その時、「相手が止まってくれるだろう。」という安易な気持ちは持たない。

エ 赤信号、その他、相手車両が停車してくれたときなど、片側 2 車線以上ある時は、必ず車線ごとに安全確認して横断する。

オ バックは必ず誘導員を配置する。

カ ドアの開放は、周囲の確認を行ったのち行う。また、開けっ放しにしない。

（3）現場到着時の行動

ア 現場到着時は、火煙や関係者のあわてた姿と見ると団員も気があせり、確認をせず車のドアを急に開けたり、ステップから足を踏み外したり、また住民や自転車等との

衝突の危険がある。

- イ 停車する位置は、火災建物に接近しすぎないこと。接炎や輻射熱のほか、高層階からのガラス等の落下被害が予想される。また、停車後は車輪止めを確実に設置する。
- ウ ガス、危険物、毒劇物等の漏洩や流出する現場では、風上、風横及び高台部署を原則としマンホール上を避ける。

4 火災現場の安全管理

(1) 水利部署

- ア 消火栓に水利部署した場合は、カラーコーン、照明等で団員、消防隊員、歩行者、車両の事故防止措置をとる。また、防火水槽の蓋の開放は転落防止のため、吸管延長後とする。
- イ 消火栓や防火水槽の蓋を開放するときは、腰を落とし、背筋を伸ばして、徐々に持ち上げる。足や手などの挟まれに注意すること。
- ウ 防護柵のない河川や池等、転落危険のある場所で吸管投入するときは、ロープで身体確保して行う。なお、吸管投入は一気に放り込むと、反動で護岸から転落するおそれがあるため、控え綱を徐々に緩めながら行う。
- エ 消火栓のスピンドルを開放するときは、急激に水が噴出す場合があるので徐々に開放すること。
- オ スタンドパイプを使用するときは、スピンドルを開放する前に吐水口に結合していることを十分に確認すること。
- カ 交通頻繁な道路上に水利部署するときは、カラーコーンを設置するなど安全確保に努める。また、人員の余裕があれば、交通監視員を配置し交通の監視を行う。
- キ 夜間の水利部署は、前照灯、作業灯、照明器具を有効に活用して明るく照らし、周囲の状況や足元を確認し行動する。

(2) ホース延長

- ア ホースを延長するときは、側方の張り出し物に注意するとともに、架梯されている梯子等に引っ掛けないよう注意する。
- イ ホースの屈曲、もつれ等に注意する。
- ウ 狭隘な道路、交差点などで延長するときは、通行人や車両等との接触に注意する。
- エ ホースは道路の片側に寄せて延長し、伝令等の走路を確保する。
- オ 道路を横断して延長する際は、ホースブリッジを必ず設置するとともに、極力、監視員を配置する。

(3) 送・放水

ア 送水

- (ア) 機関員は、放水位置、ホース本数を確認し送水圧力に注意するとともに、送水中は常に計器類を監視する。
- (イ) 予備送水は、視認できる範囲までとし、直ちに送水停止できるよう低圧で行う。
- (ウ) ホースの跳ね上がりを防ぐため、送水コックはゆっくり解放する。

(エ) ホースと放水口や筒先との結合確認を必ず行う。

イ 放水

(ア) 筒先員は、ホース延長が完了したら、不意の送水があることを予測して、ノズルの開閉状況を確認し、直ちに放水態勢をとる。

(イ) 反動力による転倒や転落を防止するため、ノズルの急激な開閉はしない。また、分岐したホース一方のノズルを停止するときも徐々に行う。

(ウ) 対面放水が予測される場合は、顔面保護等に留意する。

(エ) 火煙に放水するときは、防火帽のしころで露出部を覆う。また、必要に応じて安全距離を保つ。

(オ) 周囲の延焼拡大の状況に留意し、退路を確保しておく。また、落下物に注意する。

(カ) 足元が濡れ滑りやすいので注意する。

(キ) 安全距離を保ち放水する。また、屋内への進入や屋根に登ったりしての放水は行わない。

(4) 資器材の搬送

落下、挟まれ、つまずき及び衝突等に注意し搬送する。

(5) 破壊活動

必ず、完全装備で行うこと。周囲の確認を確実にを行いガラスの飛散やトタン等による切創に注意する。

(6) 残火処理

焼損建物は強度が低下しており、落下危険があるので不用意に進入せず、内部の焼損状況を確認して行動する。また、堆積物の上を歩くときは、釘の踏み抜きに注意する。

(7) 鎮火後の再燃火災警戒

ア 現場活動の後は、疲労と虚脱感により注意力が散漫となることがあるので、総ての行動に細心の注意を払う。

イ 警戒に必要な無い資器材は撤収し、水利部署は警戒を要する建物直近とする。

ウ 屋内へ進入して消火活動する場合は、防火衣、防火帽、カバー付き長靴、ケプラー手袋を必ず装着する。

(8) 撤収・帰庫

ア 撤収時の注意事項

(ア) 通行車両の状況により、交通事故防止を図るため監視員を配置する。

(イ) 夜間は、車両の作業灯や投光機による照明等で活動範囲を明るく照らし、事故防止を図る。

イ 帰庫時の注意

(ア) 現場活動による疲労のため注意力が散漫となっているので、交通事故に特に注意する。また、足元への注意を怠らない（ステップからの滑り落ち等）こと。

(イ) 格納庫への入庫誘導時は、必ず誘導員がつき接触・衝突に注意する。なお、誘導員は機関員の死角に入らないよう車両の側方で誘導する。

ウ 再出動準備

(ア) 現場活動による疲労のため、注意力が散漫となることがあるので、指揮者は作

業が完全に終了するまで注意喚起を行う。

- (イ) ホース等の使用資器材を降ろすときは、安定した姿勢で行い、粗暴な取り扱いをしない。
- (ウ) 現場で使用した資器材の異常の有無を点検する。この際、必ず手袋等を着用すること。
- (エ) ホースを日干するときは保安帽をかぶり行うこと。また、ホース乾燥柱の真下には、作業担当者以外の者を近づけない。
- (オ) 夜間作業を行うときは、十分な照明を確保する。

5 積雪・凍結時の留意事項

(1) 出動前

- ア 装備、資器材を有効かつ安全に使用するため、事前に付着した水滴等の拭き取りなど不凍処理を施しておく。
- イ 格納庫内外が凍結しているおそれがあるので、滑って転倒しないよう注意する。
- ウ 状況に応じ、タイヤチェーンを装着すること。

(2) 出動中

- ア 積雪、特に凍結時に運行する場合は、機関員はもとより乗車員全員で路面状態や通行人を把握し、細心の注意を払う。
- イ 急ブレーキを避け、エンジンプレーキを活用する。
- ウ カーブでは、横滑りに注意する。

(3) 現場到着時

- ア 停車時は、車輪止めを必ず行うこと。
- イ 降車する際は、車両ステップや路面が凍結しているおそれがあるので、確実に固定物を握り降りること。
- ウ 積雪時に車両誘導する際は、路肩確認を行うとともに、停止距離が長くなるので注意する。

(4) その他

現場活動、放水、撤収などの活動時の留意点は先に記したとおりだが、総ての活動時において、滑りや転倒のおそれがあるので留意しておくこと。

第5 風水害の安全管理

1 共通事項

- (1) 風水害は、土砂崩壊、増水等による二次災害の危険があるので、消防団現場最高指揮者及び各級消防団指揮者は、災害状況、気象状況、地形等の活動上必要な情報を収集し、現場を把握するとともに、活動の安全確保のため、速やかに団員に対して具体的な注意指示を行う。
- (2) 消防団現場最高指揮者及び各級消防団指揮者は、常に団員の行動を掌握するとともに、必要に応じ監視員を配置する。また、団員は単独行動を厳に慎む。

- (3) 消防団現場最高指揮者は、常備消防現場最高指揮者と常に連絡を密にし、常備消防の所轄の下、連携した活動を行う。
- (4) 浸水地域では、とび口により水深を確認しながら行動し、危険箇所には、ロープ等で標示する。危険箇所は上席者へ報告する。
- (5) 消防団現場最高指揮者及び各級消防団指揮者は、不測の事態に備え、避難方法、避難場所や合図方法を活動前に徹底する。
- (6) 土砂の除去作業などスコップ等の資器材を使用する際は、横で活動している団員同士がお互いの資器材で怪我をさせないように留意する。

2 防ぎよ活動

(1) 河川の警戒

- ア 増水状況等を把握するときは、突風や誤って河川に転落するおそれがあるので距離を保ち確認する。
- イ 堤防の決壊等不測の事態に備え、常に退路を念頭に置き巡回する。
- ウ 河川から道路に水があふれ、河川と道路の境界が視認できない場合は通行しない。
- エ 車両で警戒する場合、風雨により視界が悪く、路面条件が悪いので、周囲の状況を確認し慎重に行動する。

(2) 浸水地域の警戒

- ア 浸水により危険物や毒劇物等が流出することがあるので、特に工場や研究機関等の周辺では、水の色・臭気に気をつける。
- イ 浸水箇所の水深が浅い場合でも、急激に増水することがあるので十分注意する。
- ウ マンホールの吹き出しによる受傷危険や、マンホール蓋の移動による転落危険があるので十分注意する。
- エ 車両通行する際は、道路陥没、路肩崩落の危険をいつも念頭に置く。

(3) 崖崩れ地域の警戒

- ア 崖からの土石落下、擁壁のふくらみ・亀裂、排水施設の崩壊などの状態を確認する。また、崖崩れに巻き込まれないよう、危険箇所真下には位置しない。
- イ 崖下の道路の通行は努めて避け、やむを得ず通過するときは、落石、崩壊等に十分注意する。

※ 次の現象が現れたら、二次災害のおそれがあるので注意する。

- a 普段、湧水が無い崖の途中から水が噴出し、又は山腹からの湧水が急激に減少し、しかもその水が濁っているとき（特に湧水が止まったとき、崩落危険が迫っている。）。
- b 降水量に変化が無いのに、溪流の水が急に増減したとき（特に急減した場合、崩落危険が迫っている。）。
- c 崖や山肌の岩石が崩れ落ちるとき。
- d 崖上に亀裂、水溜りが生じたとき。
- e 崖の斜面に亀裂が生じたとき。

- f 家のきしむ音、木の根の切れる音、地鳴りがするとき。
- g 付近の井戸水が急に濁ったり、水位が増減したとき。

(4) 強風時の警戒

- ア 風による瓦や看板等の落下・飛散等に注意する。
- イ 電柱等が傾斜したり倒れているときは、垂下している電線に接触し感電するおそれがあるので注意する。
- ウ 歩行困難な強風（突風）の場合は姿勢を低くし、固定物につかまるか、遮蔽物を利用して身体の安全を確保する。

(5) 水防工法の実施

- ア 活動時は、救命胴衣や命綱を着用する。
- イ 土嚢等重量物の持ち上げは、腰を入れ背筋を伸ばし、膝の屈伸を活用した姿勢で行う。
- ウ 足場を整えて、無理な姿勢での作業は行わない。
- エ スコップや掛矢等の資器材を使用するときは、他の活動隊員を接触しないよう注意する。
- オ 杭打ち作業を行うときは、掛矢を確実に保持するとともに、周囲に人を近づけない。
- カ 堤防上で水防活動を実施するとき、次の現象が現れたら破堤のおそれがあるので注意する。
 - (ア) 洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。
 - (イ) 法面の崩れが天端まで達しているとき（この場合、法面は洗掘されており、一挙に数メートルにわたり崩れるおそれがある。）。
 - (ウ) 漏水の水量が多く、しかも濁っているとき（この場合、漏水孔内が洗掘されているので注意する。）。
 - (エ) 漏水に泡が混じった状態のとき（破堤の危険が迫っている。）。

第6 地震・津波災害の安全管理

1 平常時からの備え

(1) 家庭内について

ア 非常持出品の準備

- (ア) 家庭用：家族3日分の食料、飲料水、救急セット、懐中電灯、乾電池、ティッシュペーパー、タオル、衣類、ろうそく、ライター、缶きり、手袋、生理用品等
- (イ) 団活動用：個人装備品、飲料水、ティッシュペーパー、タオル、衣類、懐中電灯等

- イ 家族の安全を確保するため、大型家具を固定する。
- ウ 窓ガラスなどの飛散防止対策を行う（飛散防止シート）。
- エ 自宅や周辺の海拔を確認し、避難経路を確認しておく。
- オ 堀やプロパンガスボンベの固定等、家の周りの危険を点検する。

カ 家族との連絡手段を確認しておく。

(2) 消防団活動において

ア 有事に備え団員間の連絡方法、また、安否確認のための連絡網を整えておく。

イ 常に最新の災害情報を得る。

ウ 管轄区域内の地理・水利状況・災害箇所を調査し把握しておく。

エ 管轄区域内の避難場所・避難経路を確認しておき、避難誘導方法を検討しておく。

カ 管轄区域内の避難行動要支援者については、平素より自主防災組織等と連携して実態把握を行い、災害発生に備える。

キ 分団内でさまざまな条件下での参集状況を想定し、対策を検討する。

2 地震発生時の初動

(1) 消防団員の行動原則

ア 自己の安全及び家族の安全、職場の同僚の安否確認（勤務先の被害）を最優先にし、それらの安全が確保されたならば、情報収集を行いながら活動拠点（格納庫等）に参集する。

イ 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として避難を優先する。

ウ 参集途上で得た情報は確実に分団内で共有するとともに、重要事項は分団長等幹部を通じ対策本部等へ報告する。

(2) 自宅で被災した場合

ア 津波の襲来が予測される地域

(ア) 落下物等から身を守り、使用中の火気は消す。

(イ) 揺れが収まったら、家族の安否確認を行う。

(ウ) 電気・ガス復旧後の火災を考慮し、必ずブレーカーを遮断し、ガスの元栓を締める。

(エ) 家族の安全確保ができれば直ちに高台へ避難させる。

(オ) 避難途中、周辺住民へ避難を呼びかけるとともに、被害情報の収集に努める。

(カ) 要救助者を発見した場合、容易に救出できると判断した時は、救出活動を行うとともに上席者へ報告する。また、一人での対応は難しいが、複数であれば可能と判断した場合は、地元住民等と協力して救出活動にあたる。

(キ) 避難行動要支援者への支援活動については、避難支援員等と連携し、避難誘導等、必要な支援を行う。

(ク) 津波警報発令中は、決して避難場所を離れず、その場で消防団活動を行う。

(ケ) 津波警報が解除されたら、可能な限り速やかに格納庫又は指定された参集場所へ参集する。

(コ) 火災発生を確認した場合は、速やかに119番するとともに、初期消火活動を行う。

(サ) 発生した火災が、初期消火で対処できないと判断した場合は、付近住民の避難誘導にあたりつつ消防隊の到着を待つ。

イ 津波の襲来が予測されない地域

- (ア) 落下物等から身を守り、使用中の火気は消す。
- (イ) 揺れが収まったら、家族の安否確認を行う。
- (ウ) 電気・ガス復旧後の火災を考慮し、必ずブレーカーを遮断し、ガスの元栓を締める。
- (エ) 家族の安全確保ができれば、付近住民に出火防止を呼びかける。
- (オ) 自宅付近で倒壊家屋を発見した場合は、要救助者の有無を確認し、佐賀広域消防局及び市災害対策本部へ被害情報を連絡する。
- (カ) 要救助者を発見した場合、容易に救出できると判断した時は、救出活動を行うとともに上席者へ報告する。また、一人での対応は難しいが、複数であれば可能と判断した場合は、地元住民等と協力して救出活動にあたる。
- (キ) 避難行動要支援者への支援活動については、避難支援員等と連携し、避難誘導等、必要な支援を行う。
- (ク) 火災発生を確認した場合は、速やかに119番するとともに、初期消火活動を行う。
- (ケ) 発生した火災が、初期消火で対処できないと判断した場合は、付近住民の避難誘導にあたりつつ消防隊の到着を待つ。

(3) 勤務先で被災した場合

ア 津波の襲来が予測される地域

- (ア) 落下物等から身を守り、使用中の火気は消す。
- (イ) 揺れが収まったら、社員等の安否確認を行うとともに、出火防止に努める。
- (ウ) 社員等を高台へ避難させ、また、付近住民への避難を呼びかけるとともに、被害情報の把握にとつめる。
- (エ) 要救助者を発見した場合、容易に救出できると判断した時は、救出活動を行うとともに上席者へ報告する。また、一人での対応は難しいが、複数であれば可能と判断した場合は、社員等と協力して救出活動にあたる。
- (オ) 避難行動要支援者への支援活動については、避難支援員等と連携し、避難誘導等、必要な支援を行う。
- (カ) 津波警報発令中は、決して避難場所を離れず、その場で消防団活動を行う。
- (キ) 津波警報が解除されたら、可能な限り速やかに格納庫又は指定された参集場所へ参集する。

イ 津波の襲来が予測されない地域

- (ア) 落下物等から身を守り、使用中の火気は消す。
- (イ) 揺れが収まったら、社員等の安否確認を行うとともに、出火防止に努める。
- (ウ) 勤務先付近で倒壊家屋を発見した場合は、要救助者の有無を確認し、佐賀広域消防局及び市災害対策本部へ被害情報を連絡する。
- (エ) 火災発生を確認した場合は、速やかに119番するとともに、初期消火活動を行う。
- (オ) 要救助者を発見した場合、安全管理に配慮し社員等と協力し救出活動にあたり

ともに、佐賀広域消防局及び市災害対策本部へ状況報告する。

3 参集について

(1) 参集

ア 津波の襲来が予測される地域

原則、格納庫への参集は行わず、家族とともにあらかじめ指定された避難所へ避難し、その場で消防団活動にあたる。ただし、津波警報が解除された場合は、速やかに格納庫等の参集場所へ参集する。

イ 津波の襲来が予測されない地域

家族の安否確認等、必要な措置を講じたのち速やかに参集する。

(2) 参集の方法

震度4以上の地震が発生した場合は、分団長から各部長へ参集指示がある可能性が高いので、各団員はテレビ、ラジオ、さがんメール等で情報を各自収集し待機する。なお、参集する場合は、徒歩、自転車、バイクとし、原則自動車の使用は禁止する。

4 震災時における消防団活動

(1) 部隊管理

幹部は、団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握し危険要素を周知徹底し、常備消防と連携し、効果的な消防活動の実施に努める。

(2) 情報管理

安全かつ適切に任務を遂行するため、災害対応に必要な情報の収集・整理・分析を行う。

(3) 安全管理

安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策である。このことを念頭に置き、踏みとどまる勇気を持つことも重要である。

(4) 二次災害の防止

ア 津波は、第1波、第2波と押し寄せてくることから、警報が解除されるまで避難先で待機する。

イ 大規模地震の後には必ず余震があるものと心得る。屋内に進入しての救助活動については原則行わない。

ウ 常に危機意識を持ち、活動隊の周囲を観察し、危険要因・危険行動を排除する。

※ 震災活動時における消防団員の安全管理について

震災活動時における消防団員の安全管理については、ここに定めるほか、総務省消防庁作成の「警防活動時における安全管理マニュアル」により、災害対応にあたる消防団員の命を守ることを最優先とした活動を行う。